国会事項

衆議院

質問書提出

十一月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

第四回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会における電気事業連合会の報告に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

神戸製鋼所の製品のデータ改ざんに関する再質問主意書（逢坂誠二提出）

参議院

質問主意書提出

十一月十三日議員から次の質問主意書が提出された。

高齢者や障害者に対する悪質な携帯電話等契約被害に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一二号）

人事異動

内閣

特命全権大使　尾西　雅博
同　沼田　行雄　同　門司健次郎
同　東　博史　同　國方　俊男
同　中野　正則　同　髙原　寿一

願に依り本官を免ずる（各通）（十一月十日）

○厚生労働大臣臨時代理　松山　政司

国務大臣

厚生労働大臣加藤勝信海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する　同　松山　政司

内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣府特命担当大臣（拉致問題担当）事務代理を命ずる　同　松山　政司

（横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事・川崎簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　尾立　美子

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十一月十一日）　国務大臣　小此木八郎

復興大臣吉野正芳海外出張不在中復興大臣事務代理を命ずる　同　松山　政司

○厚生労働大臣臨時代理解職　同　松山　政司

厚生労働大臣加藤勝信帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　同　松山　政司

内閣府特命担当大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（拉致問題担当）事務代理を免ずる　同　林　芳正

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる（以上十一月十二日）

最高裁判所

さいたま家庭裁判所判事補兼さいたま地方裁判所判事補・川越簡易裁判所判事　吉田　裕亮

東京地方裁判所判事補に補する

最高裁判所事務総局行政局付を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する（十一月一日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十一月九日午後七時四十五分御出門、松山バレエ団・日中国交正常化四十五周年記念・新「白毛女」全幕を御鑑賞のため、オーチャードホール（渋谷区）へ行啓、同九時五十八分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定の解除について

平成29年11月2日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成29年11月15日　農林水産大臣　齋藤　健

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　北海道函館市、檜山郡上ノ国町（以上1市1町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、上磯郡木古内町、沙流郡平取町（以上2町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）、紋別郡湧別町（次の図に示す干害防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年十一月十五日　関東運輸局長　河田　守弘

有限会社マリンテクノ東京

㈠　登録小型船舶教習実施機関の住所

（変更前）東京都千代田区麹町四丁目四番地

（変更後）東京都中央区八丁堀三丁目二十六番一号

㈡　代表者の氏名

（変更前）土井ハツ子

（変更後）千田　意

㈢　登録小型船舶教習事務を行う事務所の所在地

（変更前）東京都千代田区麹町四丁目四番地

（変更後）東京都中央区八丁堀三丁目二十六番一号

登録小型船舶教習事務の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の七の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習事務の一部を廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十九年十一月十五日　関東運輸局長　河田　守弘

㈠　登録小型船舶教習実施機関の名称　有限会社マリンテクノ東京

㈡　住所　東京都中央区八丁堀三丁目二十六番一号

㈢　廃止する登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地

有限会社マリンテクノ東京登録小型船舶教習所　東京都中央区八丁堀三丁目二十六番一号

㈣　廃止する登録小型船舶教習所の種類及び区分

特殊小型船舶操縦士第一種教習所

㈤　廃止年月日　平成二十九年十月三十日

労働

中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について

中央最低賃金審議会の労働者を代表する委員須田孝から辞意の表明があったため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項の規定に基づき中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員を任命するに当たり、最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき候補者の推薦を求めることとしたので、関係労働組合は、次の「中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者を推薦されたい。

平成29年11月15日　厚生労働大臣　加藤　勝信

中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1　推薦資格　労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であること。

2　候補者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号のいずれにも該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦資格を有する労働組合は別紙による推薦書により、推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に次の書類を添付して提出すること。

①　候補者の履歴書　2部

②　中央最低賃金審議会の委員に就任することについての候補者の内諾書　1部